

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成 17 年鳥取県規則第 119 号。以下「規則」という。）第 1 条に規定する知事が指定する病院及び第 12 条第 1 項第 1 号に規定する知事が特に指定する病院並びに貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和 44 年鳥取県条例第 35 号。以下「条例」という。）本則の表備考 2 の(3)の規定によるやむを得ない理由（災害及び疾病を除く。）により知事が必要と認める者及び当該者に係る猶予期間を次のとおり定める。

平成 17 年 12 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 規則第 1 条に規定する病院等

(1) 県内の普通地方公共団体又は地方公共団体の組合が設立する病院

名称	所在地
鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150
鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目 13-3
鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目 1
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 1029-2
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭 1875
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭 397
日野病院	日野郡日野町野田 332
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山 511-7

(2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人労働者健康安全機構又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院

名称	所在地
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町 117
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町 44
独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目 8-1
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津 876
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目 17-1

(3) 大学の医学部附属病院

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1

(4) 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院 ((1)及び(2)に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。)

名称	所在地
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 458
清水病院	倉吉市宮川町 129
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町 2714-1
博愛病院	米子市両三柳 1880
高島病院	米子市西町 6

(5) 県が精神科救急医療施設として指定する病院 ((1)、(2)及び(4)に掲げるもの並びに鳥取大学医学部附属病院を除く。)

名称	所在地
渡辺病院	鳥取市東町三丁目 307
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根 43
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原 319-1
養和病院	米子市上後藤三丁目 5-1

(6) 回復期リハビリテーション病棟入院料が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 1 項に規定する療養の給付の対象となる病院 ((1)から(5)までに掲げるものを除く。)

名称	所在地
尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目 555
ウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺字下今井手 181-1
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田 690
友紳会皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目 7-8
錦海リハビリテーション病院	米子市錦海町三丁目 4-5
米子東病院	米子市淀江町佐陀 2169
大山リハビリテーション病院	西伯郡伯耆町大原 927-1

2 規則第 11 条第 2 項に規定する病院及び診療科

(1) 規則第 11 条第 2 項アに該当するもの

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院（小児科、産科、救急科及び精神科並びに知事が特に認める診療科（知事が特に認める医師に限る。））	米子市西町 36-1

(2) 規則第 11 条第 2 項イに該当するもの

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院（アに掲げる診療科以外の診療科）	米子市西町 36-1

3 規則第 12 条第 1 項第 1 号に規定する病院

名称	所在地
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1

4 条例本則の表備考 2(3)の規定によるやむを得ない理由（災害及び疾病を除く。）により知事が必要と認める者は、当分の間、3 に掲げる病院において常勤医師としての業務に従事する者とし、当該者について定める猶予期間は、同表備考 2 の(1)又は(2)に規定する期間に当該業務に従事する期間（3 年を上限とする。）を加えた期間とする。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の平成 17 年鳥取県告示第 920 号で指定する病院において常勤医師としての業務に従事している者については、改正前の平成 17 年鳥取県告示第 920 号は、引き続

き当該病院において常勤医師としての業務に従事している間に限り、この告示の施行後もなお効力を有する。

附 則

この告示は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。

改 正

平成 19 年 3 月 30 日 鳥取県告示第 298 号

平成 19 年 7 月 31 日 鳥取県告示第 646 号

平成 24 年 2 月 28 日 鳥取県告示第 113 号

平成 25 年 3 月 29 日 鳥取県告示第 252 号

平成 26 年 3 月 28 日 鳥取県告示第 211 号

平成 27 年 11 月 17 日 鳥取県告示第 744 号

平成 28 年 12 月 22 日 鳥取県告示第 117 号

平成 31 年 3 月 26 日 鳥取県告示第 117 号